

～多度津町住宅用太陽光発電システム設置事業補助金の手続き～

■補助金額

- ・ 1kwあたり 3万5千円（上限：7万円）

■補助を受けるための条件（下記の全てを満たす必要があります。）

- ・ 自ら居住する住宅（店舗等との併用住宅を含む。）の屋根に太陽光発電システム（未使用品に限る。）を設置すること
- ・ 多度津町内に住所を有すること。
- ・ 世帯全員に、町税の滞納がないこと（納期限未到来を除く。）
- ・ 申請時点で未着工であること
- ・ 同制度に基づく補助を受けた発電システムが設置された住宅でないこと

■補助金の交付申請に必要なとなる書類

- ①補助金交付申請書（様式第1号（第3条関係））
- ②事業計画概要書（別記1）（「6 事業内容・費用概算」は税込の金額で記入する。）
- ③位置図（申請場所がハッキリ分かるもの 例：ゼンリン等）
- ④新築にあっては、建築確認済証の写し

■補助金の実績報告に必要なとなる書類

- ①実績報告書（様式第4号（第7条関係））
- ②発電システム設置（工事）の契約書の写し
- ③経費の領収書及びその明細書の写し
- ④工事写真帳（着手前・完了後・パワコン/インバータ等の型番、製造番号等）
- ⑤住民票謄本（世帯全員が記載されているもの（本籍地は省略可））
- ⑥『滞納のない証明書』（世帯の納税義務者（16歳以上）全員）
- ⑦電力会社との電力受給契約書の写し
- ⑧メーカー発行の保証書及び検査成績書の写し
- ⑨太陽電池モジュールの製造番号及び出力特性表（別記2）
- ⑩着手届（様式第3号（第6条関係））
- ⑪完了届（様式第3号（第6条関係））
- ⑫前各号に掲げるものの他、町長が必要と認める書類
- ⑬専用住宅を借りている者にあっては、所有者の承諾書

※⑤⑥については、電力受給契約日以降に発行してもらってください。コピーは不可です。

■手続きの流れ

1. 補助金交付申請に必要な書類①～③ (④) を住民環境課へ提出 (原則として直接持ち込み)
↓ ※送付の場合は到着時に受付終了となっている可能性があります。
2. 受理・審査後、補助金交付**決定**通知書 (様式第2号 (第5条関係)) を申請者 (業者) へ通知
↓ ※通知書の再発行はいたしませんのでご注意ください。
3. 決定通知書を受理後、着手届を住民環境課に提出し工事に着手
↓
4. 工事完成後、完了届を住民環境課に提出
↓
5. 実績報告書に必要な書類①～⑫ (⑬) を全て揃えて住民環境課へ提出 (郵送可)
↓
6. 工事完了検査 (後日、住民環境課職員が確認します。)
↓
7. 補助金交付**確定**通知書 (様式第5号 (第9条関係)) を申請者へ送付
↓
8. 補助金**確定**通知書到着後、補助金交付請求書 (様式第6号 (第10条関係)) を住民環境課へ提出
↓
9. 補助金交付 ※通常、補助金交付請求書提出後 1 か月以内に支払いを行います。

※ 着手届、完了届、補助金交付請求書については「実績報告書」の提出と同時でも可

注意点：「着手届」は着手日と同日の日付を記載し、その日付時点の住所を記載してください。

(新築の場合は前住所になる場合がほとんどと思われます。)

「補助金交付請求書」は、右上の日付と、中ほどの「 年 月 日付け第 号に
より」の部分を空欄にしてください。

■提出締切

- 申請 : 予算上限に達するまで
- 実績報告 : 当該年度の最終日 (平日)

※ただし、書類等の不備があった場合に備え、遅くとも2週間前には提出してください。

■注意等

- ・当該年度内に実績報告書を提出できない場合は、補助金交付申請取下申請書を提出していただきます。交付要件を満たさなくなった場合も同様です。
- ・発電量等を報告していただく場合がございます。
- ・補助の対象となった発電システムを、法定耐用年数 (17年) の間「善良な管理者の注意」を持って管理する他、補助金の目的以外に使用・売却・譲渡・交換・貸与・廃棄・担保に供する時は、町長の承認を受けなければなりません。